

おしえて 保育コンシェルジュ!

古賀市子育て支援課 2022.2



無償化っていつから?

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

● 3歳から5歳の子どもたち

全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園	満3歳の誕生日前日から無償化（上限25,700円）
認定こども園 （幼稚園部分）	満3歳の誕生日翌月から無償化（上限25,700円）
保育所 認定こども園 （保育所部分）	3歳児から無償化

● 0歳から2歳までの子どもたち

住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

児童発達支援等を利用している障がいのある子どもたち

3歳児から小学校就学前までの利用者負担が無償化されます。

〔 3歳児とは、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えた児童のことを指します。

〔 満3歳とは、4月1日時点で2歳で年度内に3歳の誕生日を迎える児童のことを指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

○無償化対象となるには条件があります。

仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

● 3歳から5歳の子どもたち

3歳児から、利用日数に応じて日額450円を上限に最大月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

● 満3歳の誕生日を迎えた子どもたち

市町村住民税非課税世帯を対象として、利用日数に応じて日額450円を上限に最大月額16,300円までの預かり保育の利用料が無償化されます。

届出保育施設等を利用する子どもたち

○無償化対象となるには条件があります。

仕事や病気など家庭で保育できない理由がある場合「保育の必要性の認定」を受け、無償化の対象となることができます。

● 3歳から5歳の子どもたち

3歳児から月額37,000円まで無償化されます。

● 0歳から2歳までの子どもたち

住民税非課税世帯を対象として月額42,000円まで無償化されます。

※企業主導型保育施設の保育料についても減額されます（条件あり）

〈保育コンシェルジュ相談時間・場所〉

月曜日～金曜日 8時半～17時

場所 サンコスモ古賀子育て支援課 電話092-942-1157

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより子育て支援課職員が代わりに対応させていただく場合があります。

